

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画 代用計画について

こども誰でも通園制度は満3歳までの利用制限があり、3歳の誕生日の前々日から新年度まで保育・教育施設等の利用ができない空白期間が発生する恐れがあるため、令和7年10月3日付けで国から新たに必須記載事項が示されました。

そのため、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間の情報共有及び教育・保育施設の利用への円滑な移行の支援を明記します。

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画（P.76）

（20）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

【事業概要】

就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、内閣府令で定める月一定時間までの利用枠の範囲内で、0歳6か月から満3歳未満の未就園の子どもが保育所（園）や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用するとともに、保護者が子育てについての情報や助言等を受ける制度です。

【今後の方向性】

- 先行実施自治体の実施状況や既存の類似事業を整理し、令和8（2026）年度からの実施に向けて、必要定員数に対して受入れ可能な施設の確保及び条例制定・設置認可・広報等を推進していきます。

		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
（必要 整定 備員 量員 ）数	0歳児	4	4	4	4
	1歳児	3	3	3	3
	2歳児	2	2	2	2
	合計	9	9	9	9

- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制整備を検討します。
- 幼稚園における満3歳児クラス等の活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

（赤字部分追記）